

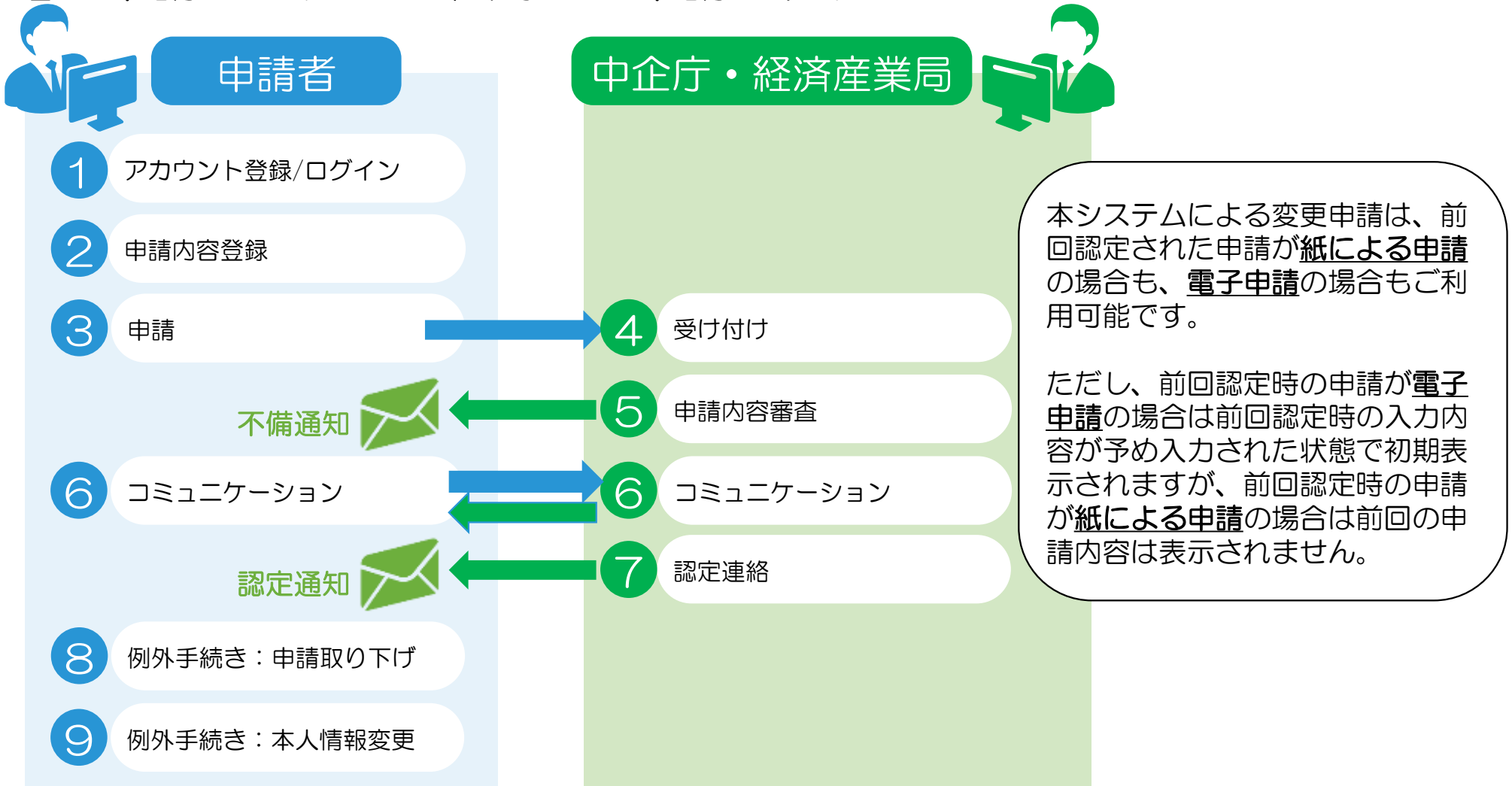


事業継続力強化計画
電子申請システム

申請者向け
変更申請用 操作マニュアル

中小企業庁 経営安定対策室
令和7年1月7日 第4.2版

電子申請システムを利用した申請の流れ



ポイント

■申請内容に不備があった場合

⑤の審査時に、申請者へ不備の内容を記載したメールが配信されます。

→申請者は、指摘内容を元に申請を修正し②および③を再実施します。

■コミュニケーション機能は④申請受付後から利用可能です（実施期間終了まで利用可能）。

動作環境

事業継続力強化計画のホームページは、Windows PCを利用し、インターネット経由でアクセスします。

(携帯電話やスマートフォンからはご利用いただけません)

以下、推奨インターネットブラウザをご利用下さい。

- Google Chrome
- Firefox
- Microsoft Edge

以下のようにインターネットブラウザから、アクセスすることを想定しています。



1 アカウント登録

gBizIDプライムの取得

GビズIDについて

GビズIDの概要を説明します。

● **GビズIDの概要**

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

【イメージ図】

行政システムA 行政システムB 行政システムC 行政システムD

● **アカウント体系**

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。

- 1 **gBizIDエントリー** オンラインで即日作成可能なアカウント
- 2 **gBizIDプライム** 印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則2週間以内）のち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント
- gBizIDメンバー** 組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント

本システムでは、gBizIDプライムのアカウント取得が必要となります。

アカウント取得については、GビズIDサイトにてご確認をお願いいたします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

1 ログイン 1/2

GビズIDプライム取得後の操作 ①ログイン



事業継続力強化計画電子申請システムにアクセスし、[ログイン]をクリックし、その後「GビズIDでログイン」をクリックします。

電子申請システム アクセス先
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>



登録したGビズIDのユーザ名（アカウントID）、パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



GビズIDで登録したSMS受信用電話番号へワンタイムパスワードが送信されます。

受信したワンタイムパスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。

1 ログイン 2/2

GビズIDプライム取得後の操作 ②ユーザ情報登録

初回ログイン時のみ、ユーザ情報の登録画面が表示されます。必要事項を入力します。

※登録完了後も、修正は可能です。
修正方法は「⑧例外手続き：本人情報変更」を参照して下さい。

ログイン後トップ画面

2回目以降のログインでは、トップページが表示されます。

2 申請内容登録 1/7

ログイン後トップ画面

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 連携計画申請 | 本人情報 | マニュアル | よくある問い合わせ(FAQ) | お問い合わせ

申請/届出情報

新規申請(初回) >
新規申請(2回目以降) >
変更申請 >
申請/届出一覧 >

お知らせ [お知らせ一覧 >](#)

システムメンテナンス [お知らせ一覧 >](#)

上部メニューから[計画申請]にマウスカーソルを合わせ、実施したい内容のボタンをクリックします。

- 初めて申請する場合
→ 「新規申請」用マニュアルを参照
- 過去に申請したことがあり、2回目以降の申請をする場合
→ 「新規申請」用マニュアルを参照
- **認定済みの申請を変更する場合**
→ 「変更申請」ボタンをクリック
右記の確認画面で「OK」ボタンをクリック
- 申請済みの申請情報を確認する場合
→ 「申請/届出一覧」ボタンをクリック

の内容
最新の認定済みの申請を使用して変更申請を作成します。よろしいですか。

[OK](#) [キャンセル](#)

2 申請内容登録 2/7

「変更申請」クリック時の申請項目一覧画面

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 連携計画申請 本人情報 マニュアル よくある問い合わせ(FAQ) お問い合わせ

申請項目一覧

申請項目

※ 次ページの詳細画面と一致し、入力済みの部分（4. 実施期間、5. 事業継続の強化を実施するための必要な経費の経理方法）があります。
※ 記入した後、2ページ以降の事業継続計画書を確認の上、訂正を確定してください。

項目	ステータス	作成手引き
表紙	未入力	「表紙」へ
1. 名称	未入力	「1. 名称」へ
2. 事業継続の強化の目標	未入力	「2. 事業継続の強化の目標」へ
3. 事業継続の強化の計画 （1）自然災害発生時発生した場合における対応計画	未入力	「3. 計画（1）」へ
4. 事業継続の強化の計画 （2）事業継続の強化に資する体制の整備	未入力	「3. 計画（2）」へ
5. 事業継続の強化を実施するための必要な経費の経理方法	未入力	「5. 1」へ
6. 事業継続の強化の計画 （3）平時の組織体制	未入力	「3. 計画（3）」へ
7. 事業継続の強化の計画 （4）事業継続の強化の強化に資する員の確保及び研修並びにその公表の公表並び にその協力計画	未入力	「3. 計画（4）」へ
8. 事業継続の強化の計画 （5）平時の組織体制	未入力	「4. 1」へ
9. 実施期間	未入力	「8. 1」へ
10. 訂正	未入力	訂正履歴」へ
11. マイページ	未入力	-

※申請項目のステータスが全て「済」に在るまで「申請へ進む」ボタンは有効になりません。

[入力内容の一覧を表示](#) [申請へ進む](#)

上部メニューから「変更申請」が選択されると、申請項目一覧ページが表示されます。

リンク（例、「表紙、1.名称」）をクリックし、申請内容の入力を進めます。
変更箇所を適宜修正の上、全ページの申請内容を確認・登録して再申請します。
※変更が無いページについても確認の上、再度登録して頂く必要があります。

2 申請内容登録 3/7

全ての申請内容を入力いただき、「内容確認」ボタンをクリックします。
入力内容に問題がある場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージに従い修正して下さい。

※記述内容が文字数制限エラーとなる場合

⇒超過する情報をページ「添付書類」からWordやExcel形式で添付し提出することが可能です。

- 「一時保存」ボタンをクリックすると、記述内容を仮保存でき、次回はその仮保存した内容から再開可能です。
- 「戻る」ボタンをクリックすると、申請項目一覧ページへ遷移し、他のページへの切り替えが可能です。
- 申請内容の入力にあたっては、こまめに一時保存しながら進めてください。およそ2時間目処でタイムアウトが発生する恐れがあります。

各申請項目の入力内容の詳細については、手引きをご参照下さい。

手引き参照先

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#tebiki>

■一時保存に関する補足

「一時保存」が正常に終了した場合は左記のメッセージが画面上部に表示されます。
左記メッセージが表示されない場合はエラーが発生しておりますので、エラー箇所をご確認の上、修正してください。

2 申請内容登録 4/7

事業継続力強化計画
電子申請システム

申請/届出 本人情報 マニュアル FAQ お問い合わせ

入力内容確認

進捗/1.名称 2.目標 3.内容(1) 3.内容(2)(3) 3.内容(4)(5) 7.添付書類 8.チェックシート 9.実施状況報告

情報入力 内容確認 登録完了

項目	内容	※対象
申請先	株式会社	関東経済産業局長 様
〒	〒123-4567	
電話番号	東京都 東京都	
法人番号	3010401026805	
届出年月日	2021/09/07	

戻る 登録

お問い合わせ | 申し込みの進捗 | エントリーの進捗 | エントリーの履歴 | 申請状況 | FAQ | お問い合わせ

© The Small and Medium Enterprise Agency

「内容確認」ボタンをクリックすると、上記の入力内容確認画面が表示されます。
入力内容確認画面において、入力した内容に誤りがないことを確認し「登録」ボタンをクリックします。

2 申請内容登録 5/7

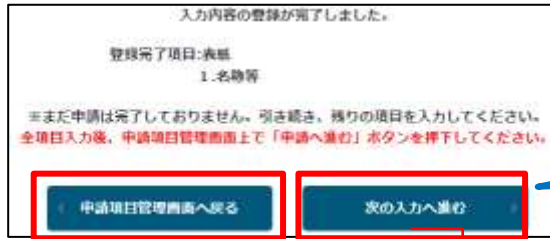
変更申請の場合、入力内容確認画面に変更前の申請内容と変更申請の内容を比較した内容が表示されます。

表紙		
	変更前	変更後
申請先	北海道経済産業局長 殿	-
住所	〒 123 - 4567 都道府県 北海道 市区町村 函館市 字・番地 等 1-1-1 マンション名等 申請者メンバー1ビル	- 都道府県 - 市区町村 - 字・番地 等 - マンション名等 申請者メンバー2ビル
事業者の氏名又は名称	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	-
代表者の役職	代表取締役社長	-
代表者の氏名	地雄 二郎	-
変更事項	-	- 感染症にかかる記載の追加 - 事業継続力強化設備等の記載の追加
変更事項の内容	-	- 「2 事業継続力強化の目標（事業活動に影響を与える自然災害等の想定）」及び「3 事業継続力強化の目標（1）自然災害等が発生した場合における対応手順」に感染症に関する記載を追加。 - 「3（3）事業継続力強化設備等の種類」に新たに追加する設備の名称等を追加。

- ・変更前の申請形式が紙媒体の場合、変更前の部分は全て空値となります。
- ・変更前の申請形式が電子の場合、変更箇所の有無により表示内容が異なります。（下記の表を参照）

変更箇所の有無	「変更前」列の表示内容	「変更後」列の表示内容
有	変更前の入力内容	変更後の入力内容
無	変更前の入力内容	-

2 申請内容登録 6/7



登録完了画面において「申請項目管理画面へ戻る」ボタンをクリックするとページの一覧に戻ります。「次の入力へ進む」ボタンをクリックすると次ページ（2ページ）の入力に直接進みます。

ページのー覧へ → 次ページへ

項目	ステータス	作成済/未済
表紙 1.名称等	済	済
2.事業計画書の作成	未入力	未済
3.事業計画書の提出	未入力	未済
4.事業計画書の提出	未入力	未済
5.事業計画書の提出	未入力	未済
6.事業計画書の提出	未入力	未済
7.事業計画書の提出	未入力	未済
8.事業計画書の提出	未入力	未済
9.事業計画書の提出	未入力	未済
10.事業計画書の提出	未入力	未済
11.事業計画書の提出	未入力	未済
12.事業計画書の提出	未入力	未済
13.事業計画書の提出	未入力	未済
14.事業計画書の提出	未入力	未済
15.事業計画書の提出	未入力	未済
16.事業計画書の提出	未入力	未済
17.事業計画書の提出	未入力	未済
18.事業計画書の提出	未入力	未済
19.事業計画書の提出	未入力	未済
20.事業計画書の提出	未入力	未済

登録が完了すると申請項目一覧ページのうち、1ページ目「表紙、1.名称」のステータスが【済】となります。

同様にステータスが【未入力】の2ページ目以降、各ページの登録も行います。全ページの入力が終わらない限り、申請を行うことはできません。

※一時保存を行った場合は再度ページを開き、登録を完了しステータスを【済】として下さい。

項目	ステータス	作成済/未済
表紙 1.名称等	済	済
2.事業計画書の作成	未入力	未済
3.事業計画書の提出	未入力	未済
4.事業計画書の提出	未入力	未済
5.事業計画書の提出	未入力	未済
6.事業計画書の提出	未入力	未済
7.事業計画書の提出	未入力	未済
8.事業計画書の提出	未入力	未済
9.事業計画書の提出	未入力	未済
10.事業計画書の提出	未入力	未済
11.事業計画書の提出	未入力	未済
12.事業計画書の提出	未入力	未済
13.事業計画書の提出	未入力	未済
14.事業計画書の提出	未入力	未済
15.事業計画書の提出	未入力	未済
16.事業計画書の提出	未入力	未済
17.事業計画書の提出	未入力	未済
18.事業計画書の提出	未入力	未済
19.事業計画書の提出	未入力	未済
20.事業計画書の提出	未入力	未済

全てのステータスが【済】となるまで登録を行うことで、申請を提出する「申請へ進む」ボタンを押すことができるようになります。

「申請へ進む」ボタンをクリックします。
※以降の操作はP13 ③申請を参照してください。

「添付書類」に関する補足

添付書類アップロード

被害想定参考資料、レジリエンス認証制度、ISO22301認証、BCP策定に関する資料があれば添付して下さい。(添付は任意です)
 ※Word版の申請書やExcel版のチェックシートの添付は不要です。
 1 ファイルの最大サイズは10MBです。アップロード可能なファイルはWord形式、Excel形式、PDF形式及び画像形式です。
 一度選択したファイルを取り消したい場合はクリアボタンを押してください。
 一度アップロードしたファイルを削除したいときは「登録済みファイル削除」にチェックを入れ、画面下部の「チェック済みファイル削除」ボタンを押してください。

チェックを入れたファイルのみが削除されます。
 「前回認定時登録ファイル」、「今回申請時登録ファイル」の表示内容は「受付番号(自動採番)」「下表のファイル名」、「拡張子」の形式となります。

ファイル名	前回認定時登録ファイル	今回申請時登録ファイル	登録/更新ファイル選択	クリア	登録済みファイル削除	備考
レジリエンス認証制度の申請書等		未登録	ファイルを選択 されていません	クリア	未登録	レジリエンス認証制度の申請書等を添付してください
ISO22301認証の申請書等		未登録	ファイルを選択 されていません	クリア	未登録	ISO22301添付してください
中小企業BCP策定適用指針に基づくBCP等	0000000526_中小企業BCP策定適用指針に基づくBCP等.pdf	未登録	ファイルを選択 されていません	クリア	未登録	中小企業BCPに基づくBCP等添付してください
その他の添付資料1		0000000558_その他の添付資料1.pdf	ファイルを選択 されていません	クリア	<input checked="" type="checkbox"/>	その他の添付資料1を添付してください
その他の添付資料2		未登録	ファイルを選択 されていません	クリア	未登録	その他の添付資料2を添付してください
前回の事業継続力強化計画書(写)	0000000558_前回認定時の事業継続力強化計画書(写).pdf	必須	ファイルを選択 されていません	クリア	<input type="checkbox"/>	前回認定における事業継続力強化計画書を添付してください

戻る アップロード **登録済みファイル削除**

アップロード済みのファイルを削除する場合は、削除対象項目の「登録済みファイル削除」欄の「削除」チェックボックスにチェックを入れた状態で「登録済みファイル削除」ボタンをクリックします。

アップロード済み書類を削除します。よろしいですか。

 キャンセル

確認メッセージが表示されるので「OK」ボタンをクリックします。

3 申請 1/3

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 進捗計画申請 | 本人情報 | マニュアル | よくあるお問い合わせ(FAQ) | お問い合わせ

入力内容確認

申請基本情報

受付番号	
受付日	
3月～9月	1～9月

不備内容

※不備内容が2件以上ある場合は、不備通知のメールを受信し、21件目以降の不備を補正してください。
不備数(件数)：5件

表紙

申請種別	事業種別	受付番号
申請種別	生産製造業等(製造業)	

受付種別
申請日時

「チェックシート」の入力内容を確認

申請履歴画面へ戻る | 申請

全てのページの内容を確認する画面が表示されるため、再度誤りがないことを確認します。

問題なければ「申請」ボタンをクリックします。

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 進捗計画申請 | 本人情報 | マニュアル | よくあるお問い合わせ(FAQ) | お問い合わせ

申請完了

受付番号: 0000000558

申請が完了しました。
審査を実施しますので、結果をお待ちください。

引き続き、以下のアンケートにご協力をお願いします。

アンケートに回答 | 申請履歴画面へ戻る

申請が完了したことを示す画面が表示されます。アンケート回答後、「申請履歴画面へ戻る」ボタンをクリックします。

3 申請 2/3

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 連携計画申請 本人情報 マニュアル よくある問い合わせ(FAQ) お問い合わせ

申請履歴画面

申請履歴一覧

2023年1月～5月まで表示

No	受付番号	申請書区分	申請書提出日	ステータス	申請書提出受付日	再申請日	書類出力
1	0000000572	事業申請		取り下げ	2023年12月12日		
2	0000000558	事業申請	2023年12月12日	受付済			

申請履歴画面上で、ステータスが「受付済」となっていれば、申請が完了となります。
※審査が開始されると「審査中」となります。

申請書（控）のPDF形式出力

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 連携計画申請 本人情報 マニュアル よくある問い合わせ(FAQ) お問い合わせ

申請履歴画面

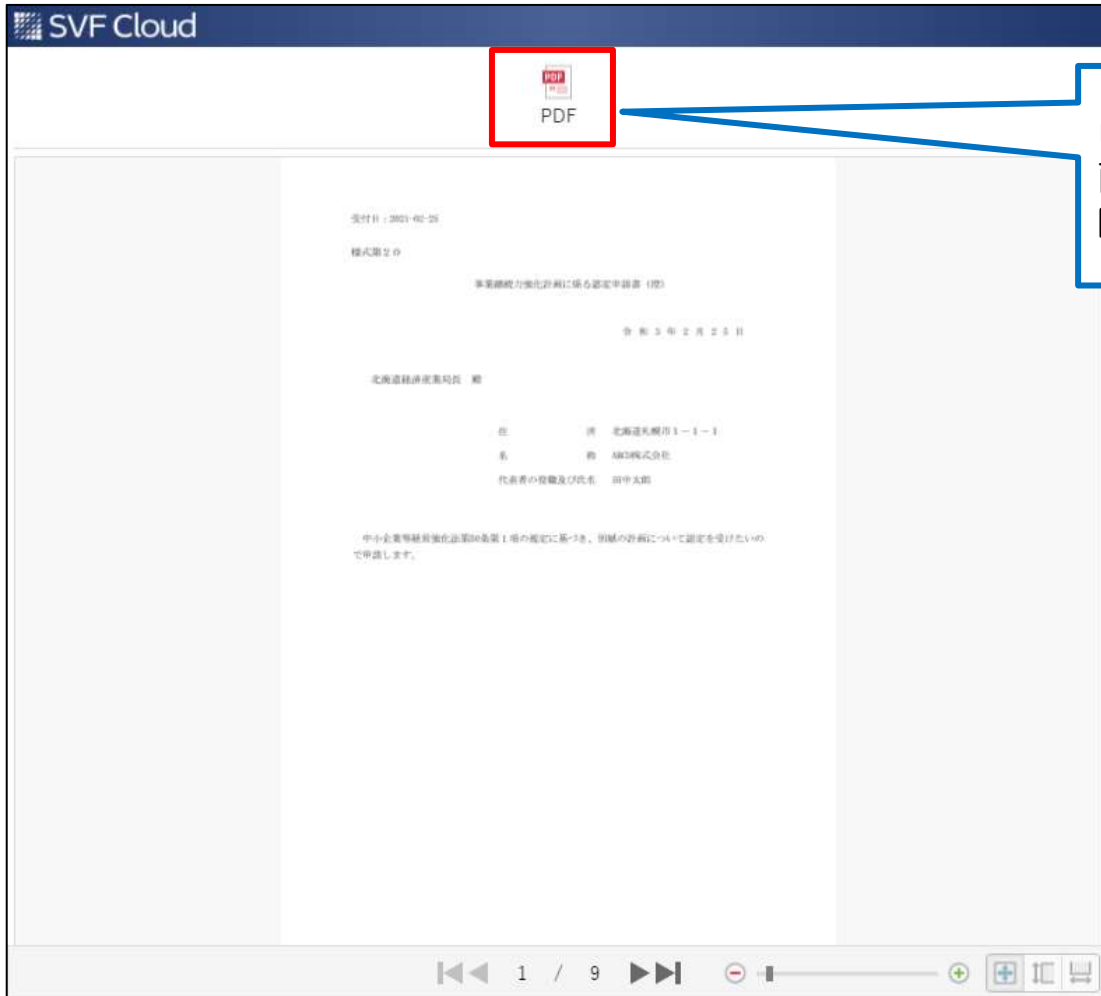
申請履歴一覧

2023年1月～5月まで表示

No	受付番号	申請書区分	申請書提出日	ステータス	申請書提出受付日	再申請日	書類出力
1	0000000572	事業申請		取り下げ	2023年12月12日		
2	0000000558	事業申請	2023年12月12日	受付済	2023年12月12日		書類出力

申請を行うと、申請履歴画面上で「申請書出力」ボタンが表示されます。
ボタンをクリックすると、申請書（控）をPDF形式で取得できます。

3 申請 3/3



申請書（控）の印刷イメージが表示されます。画面上段の「PDFアイコン」をクリックして、PDF形式でダウンロードします。

5 申請内容審査（申請内容に不備があった場合） 1/3

申請内容や添付書類に不備があった場合は、担当経済産業局からの指摘内容がメールで配信されます。メールに記載された内容に従い、ご対応を行う必要があります。

■配信されるメールの例

件名：事業継続力強化計画申請内容に不備があります

××株式会社 申請 太郎 様

※このメールは申請の担当者とGビズIDのメールアドレスに送信しています。
上記2つのアドレスが同様の場合、1通のみ送信されます。

お世話になります。×××××局です。

事業継続力強化計画の申請内容に以下の不備があります。
以下のURLよりログインの上、修正お願い致します。
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

修正完了いたしましたら、項目一覧ページにて「申請へ進む」ボタンを押し、申請確定操作を実施してください。
申請完了後、トップページの「申請/届出情報」から当該申請の申請/届出ステータスが「審査中」になっていることをご確認ください。

■不備内容
表紙/1.名称等
不備項目1 ××××××××

よろしくお願いたします。

このメールは送信専用です。
本メールにご返信頂きましてもご対応できかねますので、ご注意ください。

5 申請内容審査（申請内容に不備があった場合） 2/3

ログイン後トップ画面

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 予定計画申請 | 本人情報 | マニュアル | よくあるお問い合わせ(FAQ)

申請/届出情報

計画申請情報

受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	申請内容に指摘あり	届出更新日
0000000000	任意申請	2023年12月12日	申請内容に指摘あり	2023年12月12日

建設申請情報
現在申請中の申請/届出はありません。

システムにログインします。
電子申請システム アクセス先

<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

トップ画面に表示されるステータスに「申請内容に指摘あり」と表示されます。
修正する場合は、受付番号をクリックします。

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 予定計画申請 | 本人情報 | マニュアル | よくあるお問い合わせ(FAQ)

申請項目一覧

ステータスが「付出し有」または「一時的保留中」のページがあるため、「申請へ進む」ボタンは有効になりません。当該ステータスのページを掲載の上、参照してください。

申請項目

① 申請内容の記載が一部入力されていない(4. 実施計画、5. 事業継続力強化計画実施するための関係機関との連携状況) があります。お申し込み後、2ページ目の申請内容記載欄を記載の上、訂正を済ませてください。

項目	ステータス	作成/更新日時
1. 申請内容	付出し有	2023/12/12 10:00:00
2. 申請内容	付出し有	2023/12/12 10:00:00

入力内容の一覧を表示 | 申請へ進む

申請に不備のあったページのステータスに「付出し有」と表示されます。

不備指摘の内容に従い、指摘のあったページの申請内容を修正の上、再申請を行います。

全てのステータスが【済】となるまで修正を行うことで、申請を提出する「申請へ進む」ボタンを押すことができるようになります。

全ての修正が完了後、「申請へ進む」ボタンをクリックします。

※以降の操作はP13 ③申請を参照してください。

5 申請内容審査（申請内容に不備があった場合） 3/3

各申請ページ

事業継続力強化計画 電子申請システム

申請情報入力 (表紙/ 1. 名簿)

申請基本情報

不備内容

No.	項目	内容	提出日
1	高橋/1. 名簿	前記は株式会社を申請するに必要情報を記載して下さい。	2022年12月13日
2	高橋/2. 事業計画の概要	内容が空欄に記載して下さい。	2022年12月13日

戻る 一時保存 内容確認

メールで配信された指摘内容が、不備内容として表形式で各ページ上部に表示されます。

指摘の内容を参照し、修正が必要なページ全ての対応を行い、改めて申請内容登録を行います。

6 コミュニケーション 1/5

コミュニケーション機能の開始

「コミュニケーション」機能により、申請後に担当経済産業局と連絡を取ることが可能です。また、逆に担当経済産業局側からこの機能を使って連絡が入る場合もあります。本機能は、申請内容の不備指摘およびその修正ではなく、より簡易な確認や連絡を目的に利用します。「コミュニケーション」機能は下記の操作により利用を開始します。

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 | 申請履歴画面 | 申請履歴一覧

3件中1件～3件まで表示

No	受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	ステータス	申請者最終更新日	再申請日	告知出力 ※	通信欄
1		連携_新規申請		一時保存	2024年09月02日			なし
2	0000000352	変更申請	2024年10月22日	受付済	2024年10月22日		申請書出力	メッセージを確認
3	0000000344	連携_新規申請	2024年03月05日	認定	2024年06月04日	2024年06月04日	申請書出力 認定通知書出力 次の指導書出力	メッセージを確認

上部メニューから[計画申請]にマウスカーソルを合わせ、「申請/届出一覧」をクリックします。下記の申請履歴画面が表示されます。

申請履歴画面

申請履歴一覧

3件中1件～3件まで表示

No	受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	ステータス	申請者最終更新日	再申請日	告知出力 ※	通信欄
1		連携_新規申請		一時保存	2024年09月02日			なし
2	0000000352	変更申請	2024年10月22日	受付済	2024年10月22日		申請書出力	メッセージを確認
3	0000000344	連携_新規申請	2024年03月05日	認定	2024年06月04日	2024年06月04日	申請書出力 認定通知書出力 次の指導書出力	メッセージを確認

コミュニケーションを行う申請の「メッセージを確認」リンクをクリックします。
※ステータスが「受付済」・「審査中」・「申請内容に指摘あり」・「認定」の何れかの場合にリンクが表示されます。

申請/届出情報

計画申請情報

受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	申請/届出ステータス	最終更新日	通信欄
0000000352	変更申請	2024年10月22日	受付済	2024年10月22日	メッセージを確認

ステータスが「受付済」・「審査中」・「申請内容に指摘あり」の場合、ログイン直後の画面でも「メッセージを確認」リンクをクリック可能です。

6 コミュニケーション 2/5

メッセージの送信

「メッセージを確認」リンクをクリックすると「メッセージ一覧確認」画面が表示されます。
「新規メッセージ送信」欄にメッセージを入力して「メッセージを送信」ボタンをクリック後、
確認画面で「OK」ボタンをクリックすると、メッセージが投稿され担当経済産業局に通知されます。

メッセージ一覧確認

[受付番号0000000352の申請を確認](#)

本画面では提出済みの申請に関して、審査を担当する経済産業局においてメッセージやファイルの送信・確認・削除を行うことができます。確認のためにメッセージを送信する際には、あらかじめ「よくあるお問い合わせ (FAQ)」をご確認ください。

削除したいメッセージがある場合には、メッセージ右側のチェックボックスにチェック を入れ、画面下部の「メッセージを削除」ボタンを押してください。

メッセージが二重に投稿される恐れがあるため、ブラウザの再読み込み機能は使用しないでください。ページの更新を行う場合は下記のボタンを押してください。

ページを更新

メッセージ一覧

メッセージは投稿されていません

ページを更新

新規メッセージ送信

最大文字数は1000文字です。1000文字以上入力すると、エラーとなり内容が削除してしまうことがありますのでご注意ください。

添付ファイルを間違えた状態で申請してしまいました。どうすればよろしいですか。

メッセージを送信

「新規メッセージ送信」欄にメッセージを入力して「メッセージを送信」ボタンをクリックします。

の内容

メッセージを送信します。
よろしいですか?

OK キャンセル

確認に「OK」ボタンをクリックします。

メッセージが投稿され担当経済産業局に通知されます。

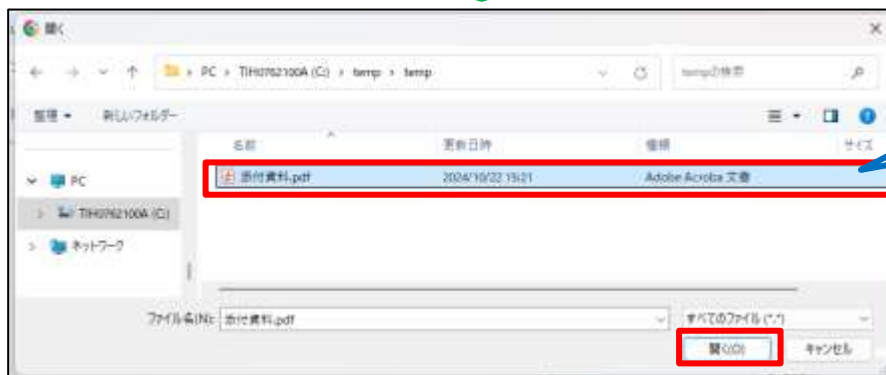
6 コミュニケーション 3/5

ファイルの送信

メッセージに加えてファイルを送信することも可能です。



①「ファイルを選択」ボタンをクリックします。

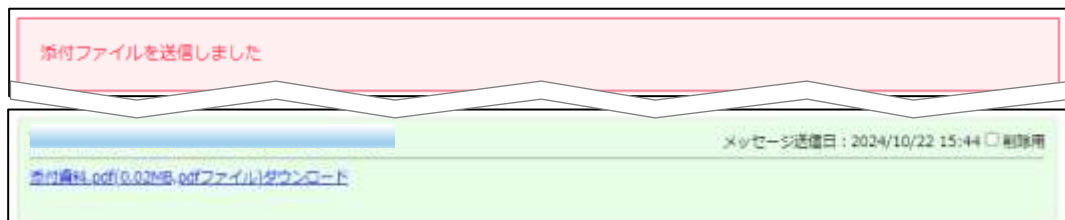


②ファイル選択用のウィンドウが表示されるので、送信したいファイルを選択して「開く」ボタンをクリックします。

③選択したファイル名が表示されていることを確認して「アップロード」ボタンをクリックします。
※ 選択したファイルを変更する場合は「ファイルをクリア」ボタンをクリックして、①に戻ります。



④確認に「OK」ボタンをクリックします。



⑤メッセージ一覧にアップロードしたファイルが表示されます。リンクをクリックすることによりファイルをダウンロードすることも可能です。

6 コミュニケーション 4/5

メッセージと添付ファイルの削除

送信したメッセージやファイルを削除することも可能です。

メッセージ一覧

株式会社	メッセージ送信日 : 2024/10/22 12:59	<input checked="" type="checkbox"/> 削除用
添付ファイルを間違えた状態で申請してしまいました。 どうすればよろしいですか。		

削除したいメッセージ欄の「削除用」
チェックボックスにチェックを入れます。
※複数のメッセージ・ファイルを同時に
チェックすることも可能です。

株式会社	メッセージ送信日 : 2024/10/22 15:44	<input checked="" type="checkbox"/> 削除用
添付資料.pdf(0.02MB, pdfファイル)ダウンロード		

削除したい送信済みファイルのメッセー
ジ欄の「削除用」チェックボックスに
チェックを入れます。
※複数のメッセージ・ファイルを同時に
チェックすることも可能です。



メッセージ削除

削除したいメッセージがある場合には、メッセージ右側のチェックボックスにチェックを入れ、削除ボタンを押してください。
削除後に復元することはできません。

メッセージを削除

画面の最下部にある「メッセージを削
除」ボタンをクリックします。
※削除後に復元することはできません。

メッセージ/添付ファイルを削除しました

株式会社	メッセージ送信日 : 2024/10/22 12:59	削除されたメッセージ
------	-----------------------------	------------

お内容

選択したメッセージを全て削除します。削除後に復元することはできません。
本当によろしいですか？

OK キャンセル

確認に「OK」ボタンをクリックします。

株式会社	メッセージ送信日 : 2024/10/22 15:44	削除されたメッセージ
------	-----------------------------	------------

チェックしたメッセージと添付ファイル
が削除されます。

6 コミュニケーション 5/5

担当経済産業局からの連絡

担当経済産業局側からコミュニケーション機能を使って連絡が入った場合、下記の様な内容のメールが担当者宛に届きます。

メール内の手順に従って「メッセージ一覧確認」画面を表示し、担当経済産業局からのメッセージをご確認ください。

件名： △△経済産業局 審査担当者からメッセージが届いています（受付番号：0000000000）

本文：

〇〇株式会社 ご担当者様

△△経済産業局 審査担当者から受付番号0000000000の申請についてメッセージが届いています。

このメールは、新たに追加された「コミュニケーション機能」を使った連絡です。メッセージの内容は、以下の<メッセージの確認方法>に従ってご確認ください。

<メッセージの確認方法>

<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

・認定事業者の方

上記のURLを押下し、右上の「ログイン」ボタンを押下するとログイン画面に遷移しますので、ログインをお願いいたします。ログイン後、上部メニューから「計画申請」⇒「申請/届出一覧」⇒「申請履歴一覧ページ」⇒受付番号(0000000000)の「通信欄」をクリックすると内容が確認できます。

・申請中の事業者の方

上記のURLを押下し、右上の「ログイン」ボタンを押下するとログイン画面に遷移しますので、ログインをお願いいたします。ログイン後、トップページに表示される受付番号(0000000000)の「通信欄」をクリックすると内容が確認できます。

メール内の手順により、下記の「メッセージ一覧確認」画面が表示されます。



メッセージ一覧

株式会社 メッセージ送信日：2024/10/22 17:02 削除

添付ファイルを間違えた状態で申請してしまいました。
どうすればよろしいでしょうか。

関東経済産業局 メッセージ送信日：2024/10/22 17:16

差し戻しを行いました。
申請の編集・添付ファイルの修正ができるようになっていますので、添付ファイルを修正した上で申請ボタンを押してください。

「メッセージ一覧確認」画面に担当経済産業局からのメッセージが表示されます。

7 認定連絡 1/4

審査が完了すると、申請が認定された旨の通知メールが届きます。

■ 配信されるメールの例

件名：事業継続力強化計画 認定通知

××株式会社 申請 太郎様

お世話になります。××××局です。

事業継続力強化計画が認定されました。
以下のURLよりログインの上、認定通知書をご取得お願いいたします。
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

認定通知書の取得方法は以下のURLより「申請者向け 新規申請用 操作マニュアル 6.認定連絡」をご確認ください。
<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual>

また、認定事業者におかれましては、「認定ロゴマーク」の利用が可能となりますので、以下のURLより「使用規約」をご確認の上、ご活用いただけます。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

以上、よろしくお願いいたします。

このメールは送信専用です。
本メールにご返信頂いてもご対応できかねますので、ご注意ください。

認定通知書のPDF形式出力



システムにログインします。
電子申請システム アクセス先
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

システムへログイン後、上部メニューから[申請/届出]にマウスカーソルを合わせ、「申請/届出一覧」ボタンをクリックします。



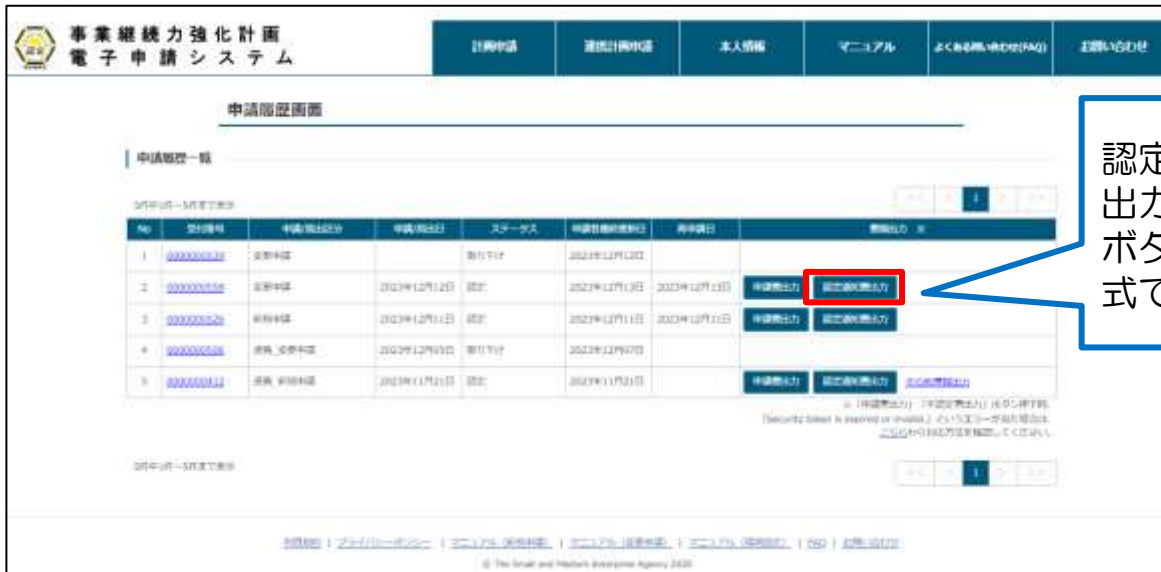
認定されると、申請履歴画面上で「認定通知書出力」ボタンが表示されます。
ボタンをクリックすると、認定通知書をPDF形式で取得できます。

認定通知書のPDF形式出力



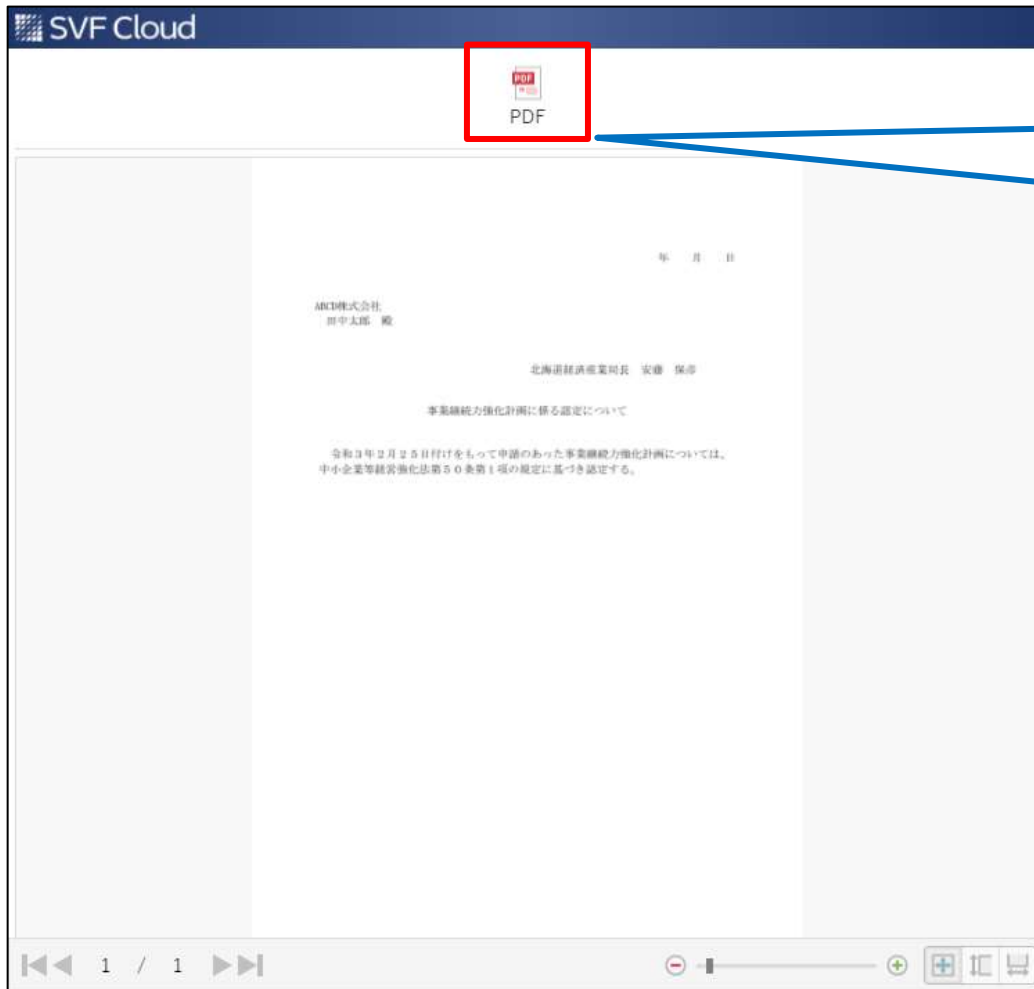
システムにログインします。
電子申請システム アクセス先
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

システムへログイン後、上部メニューから[申請/届出]にマウスカーソルを合わせ、「申請/届出一覧」ボタンをクリックします。



認定されると、申請履歴画面上で「認定通知書出力」ボタンが表示されます。ボタンをクリックすると、認定通知書をPDF形式で取得できます。

7 認定連絡 4/4

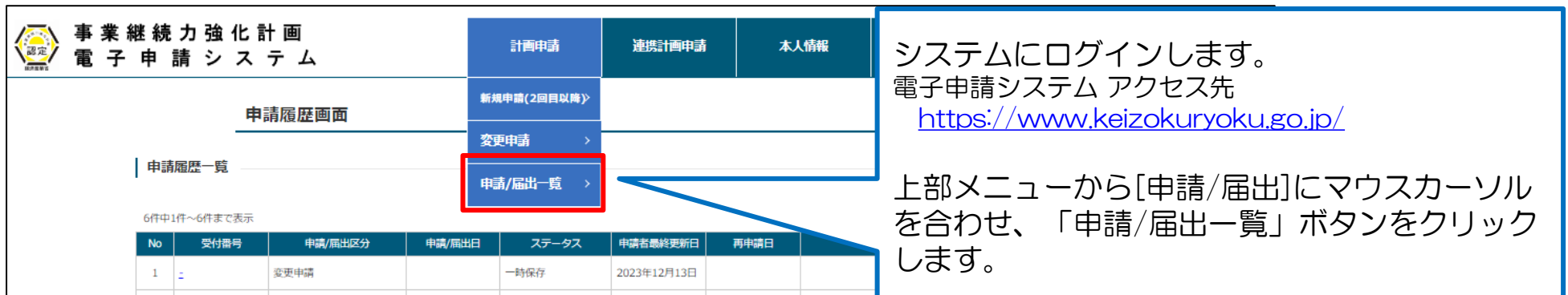


認定通知書の印刷イメージが表示されます。
画面上段の「PDFアイコン」をクリックして、
PDF形式でダウンロードします。

8 例外手続き：申請取り下げ 1/3

申請の取り下げ

申請を、申請者ご自身で取り下げすることができます。
取り下げを行ったことは、担当経済産業局へも通知され、審査は中断されます。



事業継続力強化計画
電子申請システム

申請履歴画面

申請履歴一覧

6件中1件~6件まで表示

No	受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	ステータス	申請者最終更新日	再申請日
1	-	変更申請		一時保存	2023年12月13日	

システムにログインします。
電子申請システム アクセス先
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

上部メニューから[申請/届出]にマウスカーソルを合わせ、「申請/届出一覧」ボタンをクリックします。



事業継続力強化計画
電子申請システム

申請履歴画面

申請履歴一覧

6件中1件~6件まで表示

No	受付番号	申請/届出区分	申請/届出日	ステータス	申請者最終更新日	再申請日
1	-	変更申請		一時保存	2023年12月13日	

取り下げを行う対象の受付番号リンクをクリックします。

8 例外手続き：申請取り下げ 2/3

事業継続力強化計画
電子申請システム

入力内容確認

申請基本情報

申請内容

申請内容を取り下げます。入力した値は次回の申請時に引き継がれない為、再度申請する場合は、一から入力頂く必要があります。本当に取り下げを実施してもよろしいですか？

OK キャンセル

認定を受けた事業者については事業者名、主たる事務所が存在する都道府県、HPを以下URLの通り、中小企業庁HPにて公表いたしますので、予めご了承ください。

事業継続力強化計画「認定事業者一覧」

確認項目	内容
認定された場合、計画の内容等について、事例として中小企業庁HP等にて公表することは可能か。	不可
補助金等名称	1234567890補助金
交付機関名	1234567890機関
申請時期	西暦 年 月 (予定)

「8. チェックシート」の入力内容を修正

申請履歴画面に戻る 入力再開/不備修正 取り下げ

画面を下にスクロールすると、最下部に「取り下げ」ボタンが配置されています。

「取り下げ」ボタンをクリックすると確認のダイアログが表示され、確認ダイアログ内の「OK」ボタンをクリックすることで取り下げが実行されます。

※ダイアログの表示形式はブラウザにより多少異なります。
(左記例は、GoogleChromeのもの)

ポイント

■取り下げできるタイミング

- ステータスが[一時保存][受付済み][申請内容に指摘あり]の場合のみ、取り下げ可能です。それ以外の場合は、本画面の「取り下げ」ボタンは表示されません。
- 担当経済産業局が審査中の場合（ステータスが[審査中]）は、取り下げはできません。その場合は担当経済産業局へ連絡し、取り下げしたい旨をご依頼下さい。

8 例外手続き：申請取り下げ 3/3

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 選択計画申請 本人情報 マニュアル よくある問い合わせ(FAQ) お問い合わせ

入力内容確認

取り下げを完了しました。

申請基本情報

受付番号	0000000567
受付日	
ステータス	取り下げ

不備内容

※不備の出現が21件以上ある場合は、不備通知のメールを聞いて21件目以降の不備を確認してください。
不備指摘件数：0件

取り下げが完了したことを示すメッセージが表示され、ステータスも「取り下げ」となります。

取り下げた申請は、以降参照のみ可能です。
改めて申請を行う場合は、変更申請もしくは、新規申請(2回目以降)から新たな申請を行います。

事業継続力強化計画
電子申請システム

計画申請 選択計画申請 本人情報 マニュアル よくある問い合わせ(FAQ) お問い合わせ

申請履歴画面

申請履歴一覧

6件中1件～6件まで表示

No.	受付番号	申請種別区分	申請/再提出	ステータス	申請受付/再提出日	再申請日	機能出力
1.	0000000567	企業申請		取り下げ	2023年12月13日		

9 例外手続き：本人情報変更 1/2

本人情報変更

本人情報を、申請者ご自身で変更することができます。



システムにログインします。
電子申請システム アクセス先
<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

上部メニューから[申請/届出]にマウスカーソルを合わせ、「本人情報変更」ボタンをクリックします。



修正対象の項目を修正後、「内容確認」ボタンをクリックします。
表示される「内容確認画面」で修正内容を確認後、「登録」ボタンをクリックします。
「本人情報を変更しました。」のメッセージが表示されます。



9 例外手続き：本人情報変更 2/2

本人情報変更

本人情報変更画面でメールアドレスを変更した場合、システムから変更後のメールアドレス宛に「申請者向けコミュニティ アカウントのメールアドレスの変更が完了しました」という件名のメールが送信されます。

■ 配信されるメールの例

件名：申請者向けコミュニティ アカウントのメールアドレスの変更が完了しました

ユーザー名 [REDACTED] の申請者向けコミュニティ アカウントのメールアドレス変更要求をお受けいたしました。

旧メールアドレス: [REDACTED]
新メールアドレス: [REDACTED]

メールアドレスの変更を完了するには、次のリンクにアクセスしてください。このリンクは 72 時間で有効期限が切れます。

https://www.keizokuryoku.go.jp/setup/emailverif?oid=00D0T0000000eTv&k=Cj4KNQoPMDbEMFQwMDAwMDAwZVR2Eg...fmSP6Z47dU1CsxTT91mok_VMWmACIMJDYf9z9Wo3Ca_1lwrDBdtV05U7AX7lwUH7ZpxDblls21Gh5Dw8x03msgoZAKCYvBc9kfe6hpZxqA5zitUsIkpDKpKOzLJC7EVX_paTf45Xphg%3D%3D

このリンクをクリックできない場合は、Web ブラウザーでリンク先 URL を指定してアクセスしてください。ご不明な点がございましたら、申請者向けコミュニティ システム管理者にお問い合わせください。

このメールに記載されているリンクから「メールアドレスの承認」を実施いただいで初めて「ユーザ」のメールアドレス項目が更新されます。



リンク押下後の画面において自動で画面が遷移しますが、遷移先の画面では特に何もせずブラウザを閉じてください。

お問い合わせ方法①

制度や申請の内容に関するご不明点は、所在都道府県の各経済産業局等にお問合せ下さい。

■ 北海道

北海道経済産業局 中小企業課

電話：011-709-3140

■ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北経済産業局 中小企業課

電話：022-221-4922

■ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

関東経済産業局 中小企業課

電話：048-600-0394

■ 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

中部経済産業局 経営支援課

電話：052-951-0521

■ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室

電話：06-6966-6119

■ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国経済産業局 中小企業課

電話：082-224-5653

■ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国経済産業局 産業振興課

電話：087-811-8566

■ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州経済産業局 復興・事業継続推進室

電話：092-482-5561

■ 沖縄県

沖縄総合事務局 中小企業課

電話：098-866-1755

お問い合わせ方法②

システムの操作方法に関するご不明点は、以下問合せフォームを利用しヘルプデスクへお問合せ下さい。

事業継続力強化計画
電子申請システム

新規登録 ログイン

マニュアル FAQ お問い合わせ

お問い合わせ

情報入力 内容確認 登録完了

制度に関するお問合せは、本画面ではなく、下記の窓口にお問合せをお願いします。

◆事業継続力強化計画制度に関するお問合せ
下記に記載の提出先経済産業局
・拠点は申請者所在地を管轄する経済産業局までお願いします。
・他局や中小企業庁経営支庁対策では、申請の個別的内容について回答することができません。
<https://www.chugho.meti.go.jp/keiji/entei/hourei/keizokuryoku.htm#youshiki>
対応時間:平日9:30-12:00, 13:00-17:00

本画面ではシステムの操作に関するお問合せを受け付け致します。

企業名	名称	必須	<input type="text"/>	
	フリガナ	必須	<input type="text"/>	
郵便番号			<input type="text"/>	
メールアドレス		必須	<input type="text"/>	
電話番号		必須	<input type="text"/>	半角数字で入力 (ハイフン「-」不要)
氏名		必須	<input type="text"/>	
区分		必須	--なし--	問合せの区分を選択して下さい。
内容		必須	<input type="text"/>	お問合せ内容を2000文字以内で記載して下さい。

キャンセル 内容確認

電子申請システムのメニューから「お問い合わせ」を選択し、必要項目を入力の上登録してください。
登録が完了するとご入力いただいたメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。

※お問い合わせ内容によっては、回答までに日数を要する場合がございます。